

資 料
〈外国判例研究〉

借主保険の期中解約と HAMON 法の適用

——破毀院第 1 民事部判決2016年 3 月 9 日
〈フランス企業法判例研究〉——

柴 崎 暁

はじめに

I, 破毀院第一民事部2016年 3 月 9 日 (GASSIAT 対 CIC 事件)

II, 保険法典 L. 113-12-2 条の新設

おわりに

はじめに

[1] 本稿の主題—借主保険における解約権

保険法典 L.113-12条第 2 項には生命保険以外の保険契約につき期中解約権を法定している。ところで、金融機関から融資を受ける借主が疾病等返済能力の喪失をもたらす事由に見舞われたときの担保として加入するグループ保険⁽¹⁾にもこれが適用されるであろうか。消費法典のグループ保険に関する規定 (L. 312-9条) には解約権が定められておらず、そのことは、一般法である保険法典の規整を、特別法である消費法典によって除外する趣旨であると解されてきた。そのため、借主としては一旦加入してしまうと、その保険料に不満で、他方、他に廉価な保険料によるグループ保険が存在していても、これを切替えることができないものと解された。この規定は問題視され、2014年 3 月17日の総

(1) 返済を担保する借主が加入するグループ保険 (「借主保険」と略称する) 一般については、COURTIEU (Guy), Assurance des emprunteurs, JurisClasseur Responsabilité civile et Assurances, Fasc. 518-10 [2015].

合的社会経済立法である「HAMON 法」により改正され、消費法典の適用があるグループ保険にも期中解約権が明文化された。加入者が、金融機関の提案にもとづき同法の施行前に締結されているグループ保険を脱退するため解約を請求するとともに、安価な保険料による別の保険者の提供するグループ保険を以て与信を継続せしめることを拒否した金融機関に保険料の差額相当の損害賠償を裁判上請求したのが本件である。破毀院は施行前の法律を適用することはできないこと、特別法は一般法を破るとの原則から、原告の保険契約は期中解約が不可能であることを示したものである（GASSIAT 対 CIC 事件）。

原審は顧客側の主張を容れ本件でも借主保険を中途解約できると解したが、破毀院判決2016年3月9日はこれを破毀した（「I」）。従来保険法典には定められている中途解約権が、特別法である消費法典の借主保険の条項においては言及されておらず、そのことから解約権はないとの解釈が一般的であった。しかし、他方、この破毀院の判断には、消費者の利益保護を拒けるために破毀院によって消費法典が援用されたことは「非常識である」（原告側弁護士談、「Le Monde blog」⁽²⁾）と批判されるなどしている。問題は結局 HAMON 法により立法的に解決され、借主保険における解約権を明文の規定で定めるに至った（保険法典 L. 113-12-2条）（「II」）⁽³⁾。

〔2〕承前

2014年 HAMON 法による改正までの消費法典 L. 312-9条⁽⁴⁾は、借主保険を

(2) 《Le Monde blog》 Rédigé par: Fred | le 17 mars 2016 à 09:52 |

(3) 保険の中途解約・代替指定請求権の法定は、HAMON 法により時同じくして導入された消費者団体により行使されるグループ訴権による救済につながる可能性がある。中途解約・代替指定を請求したにもかかわらず金融機関の承諾を得られず不当に高率の保険料を支払われてきた借主からの差額賠償の請求においては、グループ訴権は利用価値が高い。

(4) 消費法典 L. 312-9条（2010年7月1日の法律による改正。HAMON 法による改正前の規定。「第3巻債務負担」「第1編与信」「第2章不動産信用」「第3節与信契約」）「①貸主が借主に、その〔保険〕契約に定める危険の一つの全部または一部の発生の場合に、貸付残高の全部または一部の返済であれ貸付金の各返済期の全部または一部の支払であれこれを保障するため貸主が署名するもので、グループ保険契約への加入を提案または要求している場合には、以下に定める規定は必要的に適用されるべきものである。／第一号 貸付契約においては、〔保険により〕保障の対象となる危険を列挙し、かつ、保険の権利行使の方法のすべてを詳述した通知書が添付される。／第二号

規定しつつも中途解約権には言及をしていなかった（中途解約権を排除しているわけではなく、積極的に規定していないだけであり、かつ、第二項では加入直前の時点であれば借主側にも保険を提案する権利が保障されている点に注目）。他方、保険法典 L. 113-12条⁽⁵⁾は、生命保険を除くすべての保険契約に年次解約権を定めていた。この問題に関しては保険法典は一般法の地位を占め、消費法典が特別法であるところから、借主保険には中途解約権がないと解された⁽⁶⁾。そこでHAMON法は、消費法典 L. 312-9条を大幅に改正して中途解約・代置指定請求権を規定⁽⁷⁾するほか、保険法典をも改正し、保険法典 L. 113

保障の対象となる危険の定義、または、保険の権利行使の方法につき、後日行われたすべての変更は、これに承諾を与えていなかった借主に対しては対抗不能である。／第三号 保険者が、その保障を、被保険者の人の承認に服せしめていて、かつ、この承認が与えられていなかった場合には、借主の請求あり次第この貸借契約は無費用かついかなる違約金もなく法律上当然に解約される。かかる解約請求はこの承認を拒絶する通知から一月の期間内に行われなければならない。／②貸主は、自らが提案した保険契約と同等の水準の保障を他の保険契約が呈している場合には、担保となる他の保険契約を拒絶することができない。拒絶のいかなる決定も理由を示さなければならない。／③貸主は、自らが提案するグループ保険契約以外の保険契約を担保のために承諾することと引き換えに、L. 312-7条に定義する申込に規定された貸出利率について、それが固定金利であっても変動金利であっても、条件を変更することができない。／④保険者は、借主による保険料支払義務の未履行または当該保険契約の本質的な変更のすべてに関して貸主に情報提供する義務を負う。」

- (5) 保険法典 L. 113-12条（1989年12月31日の法律による改正。「第1巻契約」「第1編損害保険および人保険の通則規定」「第3章保険者および被保険者の義務」）「①契約の期間および解約条件は保険証券を以てこれを定める。／②前項の規定にかかわらず、被保険者は一年の期間の満了時において解約する権利を有するものとし、満期日2月前までに保険者に対する書留郵便の送付を以てこれを行使する。この権利は、同一の条件において、保険者にも属する。個人向け疾病保険契約およびそれを除く危険に関する個人の保障についてはこの規則に従わないことができる。毎年契約解約の権利は保険証券のそれぞれの文中において喚起されていなければならない。解約期間は、郵便の消印の日付を起算点として進行する。／③本条の規定は生命保険にはこれを適用しない。」
- (6) J. BIGOT, *La loi Hamon et le contrat d'assurance*: JCP G 2014, doctr. 634.
- (7) 消費法典（2013年7月26日の法律および2014年3月17日の法律〔HAMON法〕による改正、後に2016年7月1日の法律により第1項が新 L. 313-14条

-12-2条を以て借主保険の解約権を明文化し、「被保険者は貸付申込の署名日より12月の期間内において契約を解約することができる [l'assuré peut résilier le contrat dans un délai de douze mois à compter de la signature de l'offre de prêt]」

に、第2項が新 L. 313-15条に、第3項が新 L. 313-16条に、第4項が新 L. 313-13条に、第5項が新 L. 313-17条に、第6項が新 L. 313-18条に、それぞれ条名変更。以下訳文中における〔 〕で表示した改正を伴う) L. 312-9条 ①貸主が借主に、その〔保険〕契約に定める危険の一つが発生する場合に、貸付残高の全部または一部の返済であれ貸付金の各返済期の全部または一部の支払であれこれを保障することを目的として、保険契約を提案している場合には、以下に定める規定は必要的に適用されるべきものである。／ 第一号 貸付契約においては、〔保険により〕保障の対象となる危険を列挙し、かつ、保険の権利行使の方法のすべてを詳述した通知書〔notice〕が添付される。／ 第二号 保障の対象となる危険の定義、保険の権利行使の方法、または、契約の料率〔tarification〕につき、後日行われたすべての変更は、これに承諾を与えていなかった借主に対しては対抗不能である。／ 第三号 保険者が、その保障を、保険者による被保険者の人の承認〔agrément de la personne de l'assuré〕に服せしめていて、かつ、この承認が与えられていなかった場合には、借主の請求あり次第この貸借契約は無費用かついかなる違約金もなく法律上当然に解約される。かかる解約請求はこの承認を拒絶する通知から一月の期間内に行われなければならない。／ ② L. 312-7条〔2016年改正以降は L. 313-9条〕に定義する申込書への借主の署名が行われるまでは、貸主は、自らが提案したグループ保険契約と同等の水準の保障〔niveau de garantie équivalent〕を他の保険契約が呈している以上は、担保となる他の保険契約を拒絶することができない。本法典 L. 312-7条〔2016年改正以降は L. 313-9条〕に定める貸借の申込書への署名より12箇月の期間に借主が保険法典 L. 113-12-2条第1項または共済法典 L. 221-10条第2項に掲げられた解約権を行使する〔fait usage du droit de résiliation〕ときはこれと同様とする。貸借契約は、前文に掲げる12箇月の期間を超えて、保険法典 L. 113-12条または共済法典 L. 221-10条第1項に掲げるグループ保険契約または個人的保険契約についての借主による解除権行使の場合における保険契約の代置請求権〔faculté de substitution〕を規定することができる。この場合においては、代置請求権の存在とその適用方法は、当該貸借契約において定めなければならない。すべての拒絶決定は理由を付して行わなければならない。／ ③本法典 L. 312-7条〔2016年改正以降は L. 313-9条〕に定義する申込書が発行された場合に、貸主は、借主にその諾否の決定を通知し、それが存する場合には、代置請求の受領後10営業日以内の期間に L. 312-8条〔2016年改正以降は L. 313-12条〕に定める修正申込書を送付するものとする。借主が L. 312-7条〔2016年改正以降は L. 313-9条〕に定める解約権

とした⁽⁸⁾。HAMON法では同時に、消費法典の不動産信用にかかる融資契約の成立に関する「第5節 契約の成立〔Formation du contrat de crédit〕」の規定も改められている。

を貸借申込書への署名から12箇月以内に行使するときは、貸主は、他の保険契約受領後10営業日以内の期間に借主にその諾否の決定を通知するものとする。承諾する場合には、貸主は、L. 312-14-1条〔2016年改正以降はL. 313-24条〕に従い、条件変更確認書〔*avenant*〕の方法により、本条第7項〔*〕〔2016年改正以降はL. 313-3条第2項〕に定める条件において代替指定を受けた保険者から伝達された情報に基づき与信契約を変更するものとし、条件変更確認書には、とりわけ、L.313-1条〔2016年改正以降はL. 313-1条ないしL. 313-4条〕に従い、算定した新しい総実質利率〔*taux effectif global*〕を記載するものとする。条件変更確認書が保険の費用に関する一またはいくつかの数値化された要素を含む場合には、この費用はL. 312-6-1条〔2016年改正以降はL. 313-6条〕に定める方法で表示されるものとする。貸主は条件変更通知書の発行のために借主に追加的な〔*supplémentaire*〕手数料を請求することができない。／ ④貸主が同じL. 312-8条に定める修正申込書を作成する方法、ならびに、貸主および代替指定を受けた保険者が契約締結の前提情報を交換する条件は、コンセイユデタの議を経たデクレを以てこれを定める。／ ⑤貸主は、保険法典L. 113-12-2条第1項または共済法典L. 221-10条第2項の適用による解約権の行使の場合を含めて、貸主が提案するもの以外の保険契約の保障を承認することの見返りとして、L. 312-7条〔2016年改正以降はL. 313-9条〕に定める申込書において約定された確定利率であれ変動利率であれ利率の変更または与信の条件の変更を行うことができず、この他の保険契約の分析の作業に伴う費用も含めて追加的費用の支払を請求することもできない。／ ⑥保険者は、貸主に、保険契約に関して借主に拠る保険料の未払いまたは保険契約に関する実質的な変更のすべてを情報提供しなければならない。

*本翻訳で第④項相当。フランス法では第1項に続く「号」をそれぞれ独立した「項 *alinéa*」としているが、日本法の語彙において「号」とは項内部において並列列挙する事項をさすものであるのでそう表記した。そうすると号を含む項の後の項の番号がずれることになる。ただ、そのような項が引用されている場合には、原文どおり訳し、かように注記した。

**2014年3月17日の法律第2014-344号第54条第Ⅵパラグラフにしたがい、本法第54条第Ⅰ条は2014年7月26日以降に発信された貸借申込書に申込に適用となる。

- (8) 保険法典L. 113-12-2条（2014年3月17日の法律第2014-344号第54条第Ⅴパラグラフにより新設）／ ①（第1文）保険契約が、消費法典L. 312-2条に定める貸借の名目で負担されている残高の全部または一部の返済であれ、

I, 破毀院第一民事部2016年 3 月 9 日 (GASSIAT 対 CIC 事件)

[3] GASSIAT 対 CIC 事件

ところで、HAMON 法による解約権が認められる対象たる契約は、2014年 7 月26日⁽⁹⁾以降に署名されたものに限るとされているところ、それ以前に署名された契約について、借主が保険の切替を求めた事例⁽¹⁰⁾として知られるのが

当該貸借の各返済日の全部または一部の弁済であれ、当該保険契約の定義する危険の一つの発生の場合においてこのいずれかを担保することを目的とするときには、被保険者は、この契約を、消費法典 L. 312-7条に定める貸借の申込書に署名した日より12箇月以内に解約することができる。(第2文) 被保険者は、保険者またはその代理人に、解約請求を、第一文に定める12箇月の期間の満了の遅くとも15日前までに書留により通知しなければならない。(第3文) 被保険者は、保険者に消費法典 L. 312-9条第6項に定める貸主の決定ならびに貸主により代置として承認される保険契約の発効日を書留により通知しなければならない。(第4文) 貸主による承認がある場合には、保険契約の解約は貸主の決定の保険者による受領または貸主により代置を承認された契約の発効日のいずれか後れる日より10日を以て発効する。(第5文) 貸主が〔代置を〕拒否する場合には、保険契約は解約されない。／ ②前項の解約権は専ら被保険者に属する。／ ③保険契約の期間全部にわたり、かつ、L. 113-4条の例外として、保険者は、この保険契約を、被保険者の意思的行動の変化の帰結である危険の増大にしてコンセイユデータの議を経たデクレの定義する一定の条件における場合を除いたものを理由として解約することができない」。

(9) HAMON 法第54条第VIパラグラフ。

(10) 原審認定の事実は以下のとおりである。2010年11月2日、Maithé GASSIAT (以下 G) は、CIC SUD OUEST 銀行 (以下 C) において金額8800 および 7万4702 (ユーロ) の2件の不動産貸付を利用した。G は返済の担保のために ACM VIE 社 (以下 V) および ACM IARD 社 (以下 I) を保険者とし、CIC 銀行グループを引受人とした団体保険契約に加盟 (2011年10月15日)。G は、この保険を MMA 保険相互組合による保険契約に置き替えるべく、2012年10月24日付の書留郵便により、C に対し満期即ち2012年12月31日において貸付保険契約二件を解約すべく請求した。2012年11月8日のメールにより、C は G にこの請求が認められないことを通知。2012年12月18日および21日の証書により、G は、C・V・I を相手取り、ポルドー審理裁判所付近隣少額裁判官 [juge de juridiction de proximité] に①貸付に係る保険契約に

破毀院第一民事部2016年3月9日 no 15-18.899, 15-19.652, 269⁽¹¹⁾である。第一審で敗訴した契約者側は控訴し⁽¹²⁾、控訴審で勝訴した。特別法である消費法典の規定のために一般法である保険法典に定めた中途解約権が認められなくなるという解釈を、原審ポルドー控訴院第一部 A 法廷判決2015年3月23日⁽¹³⁾は否定し、却って保険法典の規定が適用されるとして、中途解約・保険の切替を認めるものであった⁽¹⁴⁾。CICら被控訴人側が破毀申立。他方、消費者団体

つき2012年12月31日に発効する実効的かつ有効な解除権行使があったことの確認、②保険の代置を許可しなかったCにフォートがあることの確認、③「C・V・Iは連帯して、Gに損害賠償として2662ユーロ54サンチーム〔おそらくは、有利な保険契約の保険料との差額〕、および、民事訴訟法典第700条に基づき5000ユーロを支払うよう命じる」ことを求めて提訴した。ポルドー審理裁近隣少額判決2013年9月23日 (no 9113000005) はGの請求を全面棄却し、費用の支払を命じたため、同年12月3日Gは控訴した(保険法典L. 112-4条, L. 113-12条, L. 113-15条)。

- (11) JurisData no 2016-004253
- (12) 控訴審での双方の主張は以下のとおりである。Gによれば、保険法典L. 113-12条第2項が定める年次解約権の規定は公の秩序に属するが、同条は生命保険を例外としているものの、Gが署名した廃疾を保障するグループ保険にはこの例外の適用がないこと、仮にそうでないとしても、消費法典L. 312-9条はHAMON法による法改正により、本件紛争に適用がなくなるとしている。他方C・V・Iらは、民法典第1134条、消費法典L. 312-9条、普通約款に基づき、2010年10月15日にGが締結した保険契約は有期契約であってその満期前には解約できない、すなわち、消費法典L. 312-9条では、借主には、銀行が提案したそれとは異なる保険契約を提示する選択権が、契約締結時にしか認められず、既に履行中である契約には適用がなく、他方HAMON法は代置請求権を確認しているが、同法の規定は本件訴訟には適用がなく、本件貸借および保険の署名時点における立法の状態においては、このような代替権は規定されていなかった。また、本件貸借契約の一般条件は、借主による保険加入の撤回の場合でも、債権者による同意の後にはじめて保障は終了するものと定めており、本件ではかような同意は与えられていない、とする。
- (13) JurisData no 2015-007279. 評釈, JCP ed. G, 2015. 41 [5 oct.]. 1058. note J. BIGOT; La Tribune de l'assurance, juin 2015, obs. P.-P. ALIPOE; Gaz. Pal. 9 juill. 2015, p. 8, obs. D. SARDIN.
- (14) 【控訴審判旨】「消費法典L. 312-9条は、2010年7月1日の法律による改正規定において本紛争に適用されるものである。／…／これらの規定が借主にとっては、保険加入の時点において、あるグループ保険契約に替えて同等の

「UFC-Que choisir?」が G 側への参加を申立てた。破毀院第一民事部2016年3月9日 no 15-18.899, 15-19.652, 269⁽¹⁵⁾ は、①同団体の参加は要件を満たさないものとし、②原審の判断については、中途解約権を否定し、原審を破毀、

水準の保障を呈する他の契約を以て充てることの可能性を在らしめるものであるとしても、これらの規定は契約期間中の解約権に関するものではない。／特段の規定がない限り、この法文は保険契約の期間中における解約権のすべてを排除するものであるという主張は採用されず、従って、この解約権の行使は保険契約を規律する一般的な規則、とりわけ、保険法典 L. 112-2条および L. 113-12条に従う。／この公序に関する規定は、保険法典 L. 111-2条の規定に従い、合意を以て修正されることができず、したがって、控訴人ら〔貸主側〕は、貸借契約の一般条件を有効裡に援用し、借主による加入の解約につき、この解約への拒絶を正当化させるために、かかる解約を、債権者の同意に服せしめることができない。／2014年3月17日の法律の規定は、グループ保険契約を解約し、かつ、他の契約に置換える権利を枠づけるものであるが、本紛争には適用がなく、本件事案において、すべての保険契約について明文の規定を以てなされている例外を除いては、保険法典の定める解約に関する一般的規則の適用を斥けることを可能としない。／その他の危険が保障されている範囲において専ら生命保険契約であるというのではない控訴人〔G〕が署名したグループ保険契約が、前記の条件において、保険法典 L. 113-12条に定める期間の満了時に、右控訴人によって解約されることができ、かつ、またしたがって右控訴人は有効裡に本件契約を2012年10月24日の封書により2012年12月31日付で解除したとの事実を認定することが適切である。／…／原判決を取消す。G氏の請求には理由がありこれを認容する。本件貸付保険契約は2012年12月31日に有効に解約されたことを確認する。CIC Sud.Oest. には保険の代置を許可しなかったことにフォートがあるものと確認する。」(損害賠償2500ユーロにつき認容、民事訴訟法典第700条に基づく2000ユーロおよび控訴の第一審の費用は被控訴人の負担とする)(Mme Roussel, prés.-rapp., MM. Lippmann, Franco, cons.; Mes Gerard-Deprez, Da Ros, Marvielle substituant Me Babin SCP KPDB, av.)

- (15) 【破毀院判決】(消費者団体 UFC Que Choisir の参加につき)「2016年3月2日提出の陳述書〔mémoire〕によれば、UFC Que Choisir は、原審控訴人 G の請求につき補助すべく参加を申立てた。本件のように検事総長の審査の後申立てられた参加申立は受理されない。」／「2010年7月1日の法律第2010-737号による消費法典 L. 312-9条、保険法典 L. 113-12条、および、特別法は一般法を破るとの原則を参照する。／前記法文の前者は、それが定義する危険の一つが発生した場合において残債務である不動産貸付の金額の全部または一部の返済を担保する保険契約を特別に定めており、契約の解約または保険者の置換の権利を定めていない。」／「原審判決によれば、2010年

Toulouse 控訴院に差戻した。

〔4〕同判決の立法的前提

融資の利用を需要するものの健康上の危険が高いために借主保険に加入できずこれが果たせないでいる職業的ないし非職業的の自然人に、保険へのアクセスを保障する施策は従来から行われてきている。この旨は、患者の権利と健康関連役務に関する2002年3月4日の法律の制定により、保険法典 L. 133-1条に設けられている（より正確に言えば保険法典の同条を通じてリファーされた公衆衛生法典 L. 1141-1条以下の規定⁽¹⁶⁾）。この施策の実現のため、公衆衛生法

11月2日、Gは、CIC Sud-Ouest（銀行）において不動産融資二件に署名している。Gは、これに先立つ10月15日、ACM IARD および ACM vie（保険者）にて、貸主により引受けられたグループ保険に含まれる二件の保険契約に加入している。2012年10月24日の書簡により、Gは、銀行にこれら二つの契約の解約請求をなし、かつ、銀行に対して他の保険会社において引受けられる契約を以てこれらに置替えることを提案している。銀行からこれを拒否されて被害を受けたとして、Gは銀行と保険会社を被告として訴え、本件契約の解約を確認せしめ、銀行らに損害賠償として一定金額を支払うよう命じる判決を求めた。／これらの請求の第一のものを認容するために、原審は、特段の規定がない限り、貸主の引受けたグループ保険契約への加入を解約する権利のすべてを排除するものであると考える余地はなく、この解約権は保険法典 L. 113-12条に従うものと判示している。／このように判示することで、控訴院は上記法文を違背するものである。／「しかのみならず、民事訴訟法典第624条を参照する。／このようにして宣言される〔解約の成否に関する〕破毀は、その結果として、これと必要的依存関係にあるものと伺える損害賠償金を支払うべく銀行をしてに命じた判決主文の破毀をももたらす。」／「以上の理由から、他の申立につき判断するまでもなく、本院は、／消費者団体 UFC Que Choisir の参加を不受理とし、／2015年3月23日当事者間において下されたボルドー控訴院の判決の主文すべてにおいて、これを破毀取消し、結果的に、事案と当事者とを同判決の下されたよりも前の状態に復せしめ、かつ、正しい判断をなさしめるべく、トゥールーズ控訴院に差戻す。／訴訟費用は原審控訴人 G の負担とする。／民事訴訟法典第700条を参照し、請求棄却。」(Mme Batut (président), Président. / SCP Boré et Salve de Bruneton, SCP Didier et Pinet, SCP Gaschignard, Avocat)

- (16) 保険法典 L 133-1条が置かれている場所は、同法典中、「法律の部、第1編契約、第3部人保険〔assurances de personnes〕および積立保険〔opérations de capitalisation〕に関する諸規則、第3章廃疾または死亡の危険に備える保険へのアクセス〔Accès à l'assurance contre les risques d'invalidité ou de décès〕」

典 L. 1411-2条⁽¹⁷⁾に基づき、国、フランス金融機関協会、フランス保険会社連合会 (FFSA)、相互保険企業グループ (GEMA) および消費者患者協会の間に、いわゆる「AERAS (健康リスクが高くても保険に入って借入できる [S'assurer et emprunter avec un risque aggravé de santé]) 協定 (以下「協定」)」⁽¹⁸⁾が締結されている。協定は、消費信用・不動産貸付・職業的信用における担保を通常の枠組みでは探し出せない人を受益者として廃疾死亡危険にそなえる保険にアクセスする手続⁽¹⁹⁾を定めたものである。協定は、借主保険へ

と題する部分である。2016年1月26日の法律第2016-41号第190条による改正で条文は簡素化され、「廃疾または死亡の危険に備える保険へのアクセスは、公衆衛生法典 L. 1141-1条ないし L. 1141-3条, L. 1141-5条および L. 1141-6条」となっているが、それ以前は、同条の末尾が「下記に掲げるとおり [ci-après reproduits:]」となっており、それに続けて公衆衛生法典 L. 1141-1条以下の規定がそのまま転載されていた。

- (17) **公衆衛生法典 L. 1141-2条** (第一文) 国、金融機関・動産金融会社・保険会社・相互組合・共済組合を代表する職能団体、ならびに、L. 1114-1条の規定により認可された健康保険制度利用者を代表する団体、障がい者代表団体の四者間において、健康状態または障がいの事実によりより高い危険を呈する人の信用へのアクセスに関する国家的協定を締結するものとする。(第二文)「前文の協定は、以下をその目的とする。／—健康状態または障がいの事実によりより高い危険を呈する者の求める貸付保険を容易化すること。／—金融機関または動産金融会社による保険に代替する担保への完全な考慮を保障すること。／—請求者への情報提供、請求者の書類についての指導、および、調停に関する特別な方法を定義すること。／②健康状態または障がいの事実によりより高い危険を呈する者すべては、当然にこの協定の利益を享受する。(なお、この規定は、2007年2月1日の改正で導入され、2013年6月27日のオルドナンス第2013-544号第18条による改正で、公衆衛生法典 L. 1141-2条のうち *établissement de crédit* の後ろに「(または、) 動産金融会社 [*sociétés de financement*]」が挿入された他は現在も同文である。
- (18) COURTIEU, *op. cit.*, no 33. 最初の協定は1991年であり、第二版が2001年である。第三版にあたる2006年版は、アドホック委員会の議長をつとめたコンセイユ・デタ参事官の名にちなんで「Belorgey 協定」とも呼ばれる。詳細は <http://www.aeras-infos.fr/cms/sites/aeras/accueil/la-convention-aeras/les-textes-de-reference.html> 参照。J.-M. BELORGEY, *Contre la discrimination ou l'exclusion à raison de la santé, quelles stratégies? Risques* 2001, no 45, p. 55.
- (19) COURTIEU, *op. cit.*, no 33. 借入希望者が問診票分析の結果、借主グループ保険への加入を拒絶された場合には、当該申込書類は自動的に「第二水準

のアクセスを保障するだけでなく、借主保険市場における競争を促す規定ももっていた（2006年版協定第4章「-3」）⁽²⁰⁾。しかし協定の拘束力は弱く、実務の実態は文字通りに協定を遵守していたとは思われなかったため、立法（2010年、2013年、そして2014年3月17日の法律である）が介入せざるを得なかったといわれている⁽²¹⁾。

〔5〕原審の解決の根拠（当時の保険法典L. 113-12条）

本件事案の原告による保険への加入日にHAMON法は未施行で、同法による改正後の保険法典L. 113-12-2条によることができなかったため、原審判決は、「特段の規定がない限り、この法文は保険契約の期間中における解約権の

〔deuxième niveau〕に仕分けされ、特殊な需要のための再審査に付される（割増保険料での加入が認められる場合もあろう）。これに加え、不動産貸付保険および職業貸付保険については、「第二水準」でも拒絶された案件は、「高度危険案件基金〔pool des risques très aggravés〕」に送付され、審査に付される。貸借の上限は30万ユーロ、借主の完済時年齢が70歳を超えないことを条件とする（2011年2月1日改訂の協定）。毎年加入申込の1%が借主の健康状態に関する困難を呈しており、その大部分が適切な解決をみており、1000件のうちなお2ないし3件の需要者がなお制度から排除されていると見積もられている。

- (20) 2006年版AERAS協定（2006年7月6日調印・2007年1月7日発効）第4章 借主に伴う危険の補填 - 3）代替指定〔Titre IV La couverture des risques liés aux emprunts.- 3）Délégations d'assurance〕「〔借主が自ら選んできた保険を以て貸付の担保としたいとの申入を受けた〕金融機関は、これらの保険がグループ保険と同等の水準の担保を提供する限りは、個別的または合同的の死亡・廃疾保険を承諾する義務を負う。グループ契約が借入希望者に満足のゆく応答をもたらすことができない場合にも、金融機関は、借入希望者に対して自己のグループ保険契約を強制しない義務を負う。最後に、金融機関は、最終的に採用された保険がどのようなものであれ、同一の融資条件を維持する義務を負う」。
- (21) 2010年7月1日の法律第2010-737号では、貸借の交渉局面の間は、金融機関は、顧客の提案した保険契約を、それがもたらす担保が金融機関が加入を提案している合意の担保と同等となる以上は、考慮に入れることを拒むことができないとの規定がおかれた。次に2013年7月26日の法律第2013-672号で、保険の間での比較を可能にするため、保険費用に関する情報を定義し、これを提供するものとした（消費法典L. 311-4-1条、L. 312-6-1条）。最後に、HAMON法による解約権の強制へと至る。

すべてを排除するものであるという主張は採用されず」、保険法典 L. 113-12条が適用される結果、解除が認められる、とした。同条は、保険者にも被保険者にも、2月前予告かつ年1回満期毎の解約権を与えるという趣旨の規定である。

[6] 解約権が存するとすればそれは原告に帰属するか

—本件借主保険における加入者と保険者との関係

原審評釈のなかで、BIGOT⁽²²⁾は、本件への同条の適用の可否について以下のように整理する。まず、保険法典 L. 113-12条は、加入者と保険者との間に保険契約の関係が存することを前提にしている。団体保険の場合、契約団体を貸主が組織して保険者との間で手続を行い、加入者が直接に契約締結に関与する〔*intervenir*〕わけではないため、借主保険者間に存在する関係の性質が論じられてきた。結論的にいえば、そこに直接の契約関係があるとみるのが正しいという⁽²³⁾。

(22) Jean BIGOT, note sous Bordeaux, 23 mars 2015, JCP ed. G, 5 oct. 2015, no 41. 1058, 1-A-1o

(23) 借主保険で用いられる任意加入の団体保険の場合、破毀院は、加入者〔*adhérent*〕と保険者との契約関係の存在を認めている（破毀院第一民事部1983年3月9日, Bul. Civ. 1983. 1. 91; RGAT 1983. 526.）。「保険者の契約の相手方〔*cocontractant*〕と呼ぶ判決さえ存在する（破毀院第一民事部1996年11月13日, no 94-18.731 (Bull. Civ., 1996. 1. no 390; JurisData no 1996-004249; RGDA 1997, p. 221 note L. MAYAUX)）。反面、金融機関は保険者被保険者の間に結ばれる保険契約にとって「第三者〔*tiers*〕」であるとさえいわれている（破毀院第一民事部1997年11月25日, Resp. civile et assur., 1998, comm. 71; RGDA 1997, p. 1066 note J. KULLMANN. cité par Hubert GROUDEL, Fabrice LEDUC, Philippe PIERRE et Maud ASSELAIN, *Traité du contrat d'assurance terrestre*, Litec, 2008, no 2447, note 128.）。破毀院第一民事部1999年10月13日（RGDA 2000, p. 149, note J. KULLMANN）が、加入者〔*adhérente*〕による第一回目の保険料の支払がなかった場合に、保険契約が「成立し得ざるもの〔*n'avait pu se former*〕」—正確には保険者の責任の始期を条件づける給付が未履行だというべきであろうが—としていたことも、加入者が、加入を通じて保険者との間に保険契約を成立させることの帰結であるという（GROUDEL et al., *op. cit.*, *loc. cit.*。ただし、この引用者は逆の立場と思われる破毀院第一民事部2004年6月2日, no 02-17510も挙示する）。HAMON 法以前も、直接的契約関係肯定説は疑問の余地がなかった。BAILLOT, BIGOT et KULLMANN, *Traité de droit des assurances*, tome IV,

[7] 借主保険の生命保険該当性

一本件は保険法典 L. 113-12条 (当時) の適用除外にあたらぬか

次に、借主保険は、人保険〔assurances de personnes〕であり、保険法典 L. 141-4条の意味におけるグループ保険〔assurances de groupe〕に分類される⁽²⁴⁾。では、生命保険〔assurance vie〕に該当するか。保険法典 L. 113-12条は生命保険には適用がないことを規定するからである。本件の借主保険には死亡保障が含まれる。これを生命保険と解するならば、同条の適用がないことになるかもしれない。しかし、借主保険は、死亡保障とともに廃疾保障・能力喪失保障をも含むため、純粹生命保険〔pur contrat d'assurance vie〕ではなく、判例はこれを「混合保険〔assurance mixte〕」「非生命保険的人保険〔assurance de personne non vie〕」と性質決定し、生命保険の取扱に服さないものであることを認めてきた⁽²⁵⁾。したがって、死亡保障の存在はこの種の保険に保険法典 L.

LGDJ, 2007, no 831 et s. [par L. MAYAUX]. HAMON 法発効以降は、この理解を保険法典 L. 113-12-2 条が法文上明確化している。

- (24) 破毀院第一民事部1987年7月7日 (no 85-14.605, JurisData no 1987-099292; RGAT 1988, p. 138, note J. BIGOT.) はこれを、保険法典 R. 321-1-16条の意味における金銭的損失を補う保険であるとしたが、BIGOT は、これを誤った単独説と断じる。保険金は借主「その人自身が晒される危険〔risques d'atteinte à sa personne〕」の発生によって支払われるところから、被保険者は金融機関ではなく借主であり、かれの支払能力の喪失とは関係がないからである。BAILLOT, BIGOT et KULLMANN, op. cit., tome IV, no 965 [par KULLMANN] も、借主保険において、保険がカバーする危険は借主の廃疾・能力制限・死亡であって、貸金返済の本旨履行〔bonne fin〕ではない、という点を重視する。
- (25) BIGOT, JCP ed. G., note, précité, 1-A-2o - 破毀院第一民事部1987年5月19日, RGAT 1987, p. 443, note J.-L. AUBERT. - 破毀院第一民事部1988年10月11日, Bull. civ. 1988, I, no 277; RGAT 1989, p. 102, note J.-L. AUBERT. - 破毀院第二民事部2005年9月8日, RGDA 2005, p. 983, note J. KULLMANN. - 破毀院第二民事部2012年10月4日, no 11-19.431; JurisData no 2012-022157; RGDA 2013, p. 139, note J. BIGOT; Responsabilité civile et assurances, 2013, comm. 32. BAILLOT, BIGOT et KULLMANN, op. cit, 2002, t. III, 2e éd., no 240. ところで、日本において得られている保険契約の分類として損害保険と定額保険という区分があり、ここにいう非生命保険的人保険は、定額保険の一種であると考えられよう。仮に損害保険であるとしてしまうと、被保険者が借主であり、その死亡・廃疾が保障されるとなれば、貸主金融機関にはほんらい当該保険の保険金の支払を受けるべき権原をなす利益 (被保険利益) がないこ

113-12条を適用する妨げにはならない⁽²⁶⁾。

〔8〕特別法としての消費法典

以上の限りでは、原審のいうように、保険法典 L. 113-12条（当時）を以て借主の解約権を認めることもあり得よう。ところが、破産院が述べたように、保険法典と消費法典とは一般法と特別法の関係にある。これが同条適用の障碍となり得るというわけである。確かに、保険法典 L. 141-4条第5項が「借入の返済を保障することを目的とするグループ保険」は、「特別法の規定に服する〔régies par des lois spéciales〕」としている⁽²⁷⁾。同じ規則は、同じ法典の内部で、種類の契約のために特別規定が設けられている場合にも適用される。保険法典第1編第1章におかれている L. 113-12条は一般規定であり、これに対する例外規定として、保険法典の特別規定または消費法典におかれたある種類の保険についての規定が存するため、保険法典 L.113-12条は本件には適用が排除されることになる。ところが、本件評釈のなかで、ASSELAIN は批判し、破産院の解決に異論を唱える。「特別法は一般法を破る *specialia generalibus derogant*」の法諺は、「その間で両立不能の二つの規範が同一の状況を規律することを求められているときにしか適用される余地がない」。2010年法段階の「消費法典は、保険契約の中断の問題を取り扱っておらず、その規定はいささかも、解約を取り扱う保険法典の規定との間で両立不能となることはなかったのである」⁽²⁸⁾。

とになる（ただし、借主契約は金融機関を受益者とする第三者のためにする契約〔*stipulation pour autrui*〕で、受益の承諾以降は要約者が契約を一方的に撤回できない（民法典第1121条）と説かれている。BIGOT, JCP ed. G., note, précité, 1-B-3o）。貸金債権の回収の確実性を被保険利益とすれば、支払能力の欠乏を保険事故から除外していることが説明できない。

(26) BIGOT によれば、借主保険の他にも、1年満期で更新され被保険者にも解約権を認める非生命保険の人保険の例があるという。BIGOT, JCP ed. G., note, précité, 1-A-2o

(27) BIGOT, JCP ed. G., note, précité, 1-B-1o 他方、保険法典自体がさらにその一般法である民法典の原則を排除することができるのは、明文の規定があるわけではないが、法の解釈の結果、黙示的にそれが認められる。「特別法の一般法に対する優位の原則〔*principe de prééminence des lois spéciales sur les lois générales*〕のため、保険法典所定の特別規定はその効果としてこれと対立する民法典の規則を斥けることとなる」(J. BIGOT et al., *Traité précité*, tome III, 2 ed., no 362.)。

[9] 本件契約の定期契約性

保険法典 L. 113-12条が仮に適用されるとしても、同条自体が適用されるのは、年次更新可能な〔*annuellement reconductibles*〕契約にだけであり、本件のような確定期限付の契約〔*contrats de durée ferme*〕にはこれを適用しない⁽²⁹⁾。理論的にも、定期的解約権〔*résiliation périodique*〕と確定期限〔*durée ferme*〕契約とは両立不能である。当事者は確定期限で義務を負うのと同時に毎年一方的にそこから免責されるということはできない⁽³⁰⁾。

[10] 契約期間の牽連性

借主保険は、団体保険の引受人である金融機関と、保険者と、加入者である借主の、三者関係を前提にしており⁽³¹⁾、借主と保険者との間の契約関係の存続期間〔*durée*〕は借主と金融機関との間の貸借契約の存続期間によって決まる⁽³²⁾。

(28) ASSELAINE (Maud), *La Semaine Juridique Entreprise et Affaires* no 29, 21 Juillet 2016, 1418, no 25.

(29) BIGOT, JCP ed. G., note, précité, 1-B-2o 保険法典 L. 113-15-1条は、「自然人をその職業活動外において保障する、黙示に更新する〔*à tacite reconduction*〕契約については、被保険者による権利の脱退告知〔*dénonciation*〕行使期限日は保険料または掛金の年次支払日〔*échéance annuelle*〕の通知ごとにこれを以て催告されなければならない」と定め、この規定は本文のような解釈の根拠となるという。BIGOT は、HAMON 法も、一部の損害保険の年次解約権を規定する保険法典 L. 113-15-2第 1 項において、同様の理解を確認している、という。ibid.

(30) BIGOT, JCP ed. G., note, précité, 1-B-2o; J. BIGOT, *Traité préc.*, t. III, 2e éd., no 404. それにしても、保険法典 L. 113-12条第 2 項は、「前項の規定にかかわらず、被保険者は一年の期間の満了時において解約する権利を有する」としており、保険契約が仮令明示の約定を以てその存続期間を規定していたとしても年次解約権が保障される旨を定めたものと読みうるから、文理上は確定期限付の契約に不適用としか解せないわけではない。

(31) cf. J. KULLMANN, *Traité préc.*, t. IV, no 938 et s.

(32) 判例（破毀院第一民事部1993年3月17日、RGAT 1993, p. 621, note A. Favre-Rochex）は、保険者借主間の関係を以て貸借に付従する〔*accessoire*〕ものとし、貸借が全額完済となった時点で、失効〔*caducité*〕により当然に消滅し、貸借の期限の繰延べ〔*report*〕の場合、保険ははじめに合意された条件において終了する（破毀院第一民事部2000年4月26日、JurisData no 2000-001564; Bull. civ. 2000, I, no 120; RGDA 2000, p. 895, note J. KULLMANN）。この解釈は、保険法典 L. 112-3条第 5 項が、約定の期限を超えて保険を延長す

借主の履行遅滞の場合に保険が失効しないことも、借主保険のかような性質の論理的帰結であるという⁽³³⁾。この保険は、年払い保険料が定期的に払込まれる更新可能な一年の保障期間〔*durées de garantie annuelles reconductibles*〕をもつものではなく、貸借期間と同一の確定期間〔*durée ferme*〕によるもので、確定した存続期間のために計算された本来は一時払の保険料で、その支払が分割払であるだけのものというのに等しい⁽³⁴⁾。その結果、保険契約がどのような定めを置こうと、これは貸借契約と同じ期間をもつ有期契約であり、したがって保険法典 L. 113-12条は適用されないというものである。

る場合をもって「条件変更確認書」の交付が必要となる契約の変更に該当するものとしていることとも一致しているという。保険法典 L. 112-3条（2005年12月19日の法律第2005-1579号により改正）第5項「初期の保険契約への追加または変更のすべては、当事者の署名した条件変更確認書〔*avenant*〕を以て確認されなければならない。この例外として、社会保険法典 L 871-1条所定のコンセイユデタの議を経たデクレにより定める規則にその契約とを適合させるための個別のおよび合同的に健康を補う契約について保険者が提案した変更は、契約者の異議がない限り承諾されたものとみなす。保険者は契約者に対し、提案された新しい保障内容、および、同条の適用に基づくこの選択から生じる法的、社会的、税制上の、および、手数料に関する帰結について、書面を以て情報提供するものとする。契約者は、当該提案を拒否する場合にはこれを書面で行うものとしそのために30日間の期間を与えられる。承諾を経た変更は、当該30日の期間、かつ、加入者または契約者により関連付けられた者への情報提供にかかわる法定のおよび約定の義務と両立すべき期間の、満了より最短1月で適用される。」

- (33) 借主の履行遅滞（期限の利益喪失）は、保険事故にあたらぬ一方で、保険の失効の原因ともならない（破毀院第一民事部2000年1月18日、no 97-17.847; JurisData no 2000-000078; Bull. civ. 2000, I, no 10; RGDA 2000, p. 159, note J. KULLMANN. 破毀院第一民事部2000年4月26日、RGDA 2000, p. 891, note J. KULLMANN. - Cf. P. VAILLIER, *Sort du contrat d'assurance emprunteur en cas de déchéance du terme du prêt garanti: Responsabilités civiles et assurances*, 2000, chron. 8.）。保険の対象とする危険がおお存続しているからである。
- (34) BIGOTは、借主保険を、入会后10年に終了する保障期間（保険法典 A. 243-1条付表2「保障期間」）について計算された単一の保険料を客体とする保険法典 L. 242-1条所定の義務的損害保険と比較することができるとしている。

II, 保険法典 L. 113-12-2条の新設

[11] HAMON 法による解約権の新設

この原則を破るには HAMON 法による保険法典 L. 113-12-2条の新設を待つしかなかった⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾。原審は、同改正前の保険法典 L. 113-12条による解約権を認める趣旨を示したが、保険法典 L. 113-12-2条は、制度を新設したものであって、原審のように解するわけにはいかないという点を、BIGOT は強調している⁽³⁷⁾（それだけでなく、立法論的にも L. 113-12-2条に反対するという⁽³⁸⁾）。

-
- (35) 銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日の法律第2013-672号 (V. J. Lasserre Capdeville: JCP G 2013, doctr. 925.) は、この原則を問題にせず、継続中の加入の解約を扱わず、借主に、金融機関が提案したそれと等価の保障を含む代替的な保険を契約締結時において提案する権利を与えた。HAMON 法はさらにこれを超えるものであった。
- (36) ただし、同条は、借入申込への承諾より12月内に行われる解約でありかつ同法に服する加入即ち2014年7月26日以降の加入についてのみを規定するものであるから、繰り返すが、本件には適用がない。継続中の契約の効力はその成立の時点において効力を有する法律により定義され、法律公布時において「ポートフォリオに含まれる」契約は、これらの法文により影響を受けない。COURTIEU, op. cit., no 35.
- (37) 銀行業務の分離および制御 [séparation et de régulation des activités bancaires] に関する2013年7月26日の法律第2013-672号の審議過程の国民議会では、いずれも撤回されたが、借主の年次解約権の創設を内容とする修正提案が提出されていた (Alauzet · de Courson · Chassaigne 各議員の共同提案 : AN, 2e séance, 27 juin 2013, Dallier et Procaccia および Labbé 議員の共同提案 : AN séance 12 sept. 2013等)。これらの提案理由はいずれも従来そのような解約権が「存在していなかったから」提案するものであるとの説明をしている。また、憲法院による HAMON 法案への合憲判断 (憲法院判決 2014年3月13日, no 2014-690, pt 38: Journal Officiel du 18 Mars 2014) でも、保険法典新設 L. 113-12-2条の解約権が、制度の新設である点を強調している。さらに、原審の説くようにこの権利が L. 113-12条から引き出されるとしてしまうと、L. 113-12条のほうは解約権の行使を契約期間全期にわたって認めているものを、12カ月間に縮減することになりかねない。この点に関して、ALIPOE, note précité は原審に賛成しているが、J. Bigot, JCP G 2014, doctr. 634, préc., spéc. no 30; D. Hauguel et P. Maraninchi, Les perspectives après la loi Hamon: Argus no 7385, p. 73; D. Sardin: Gaz. Pal. 9 juill. 2015, p. 8 は原審に反対している。

[12] 保険法典 L. 113-12-2条の新設規定により、借主は、貸借申込書署名日より12箇月以内⁽³⁹⁾に当初の契約を解約する権利を与えられる。COURTIEU は、これを一種の「クーリングオフ権 [droit de rétractation]」とみており、解約権の行使期間は、例外的に長い熟慮期間であるとみる⁽⁴⁰⁾。この特殊な解約権は当初の担保に代替する保険契約の「代替指定 [délégation]」⁽⁴¹⁾の提案を伴ってなされ、借主が提案した担保が、貸主の審査で承認されることを条件としてしか受理されない（消費法典 L. 312-9条第3項）。これを承認する場合には、条件変更確認書 [avenant] を作成しなければならない。拒否する場合にはこの保険契約は解約されない。代替的な保険契約の方法は、同等の保障を提供するある契約を個別に引受けてもらう方法でも、競合する他の借主団体保険への加入によることでもよい⁽⁴²⁾。

(38) BIGOT は、HAMON 法で導入された施策そのものにも反対している。同法案につき諮問を受けた財務監督局 [Inspection générale des finances] が、通常危険と特別危険とを打ち消し合う仕組みである共済制度が、これにより不均衡化されるリスクを警告している。同法により競争が促進される結果、若年の健康な借主が逃げ、高齢者・病者借主等特別危険を伴う契約のみが既にこの保険を引受けた保険者のポートフォリオに残ることとなるので、年次解約権を廃止し、認められる解約権の行使期限も短縮すべきであるとの提言である。BIGOT, JCP ed. G., note, précité, 2. しかしながら、このようなリスクは社会全体で負担すべきものであるように思われる。そのための技術として最終的には政府が担保する、保険会社または共済組合を被保険者とする再保険を通じて解決すべきであろう。BIGOT の評釈にはそのような可能性については一切触れられていない。

(39) 消費法典 L. 312-9条第2項第二文所定の解約権が12箇月以内しか行使できないのに対して、L. 312-9条第2項第三文は、金融機関が貸借契約にこの期間を超える代置請求権 [faculté de substitution] を規定できるとしているが、このような選択肢がいかなる理由で用いられることになるのかは、COURTIEU op. cit., no 35. も不明であるとしている。

(40) COURTIEU, op. cit., no 35.

(41) COURTIEU, op. cit., no 5. によれば、その性質は、借主加入者を指図人、保険者を被指図人、貸主金融機関を指図受取人とした「不完全指図 délégation imparfaite」であり、資金関係をなす保険金請求権その他契約者の権利はすべて受取人に帰属し、契約者の債権者による差押を免れるとされている。Cass. com., 29 avr. 2002, n° 99-15.072; JurisData n° 2002-014148; JCP G 2003, II, 10154, Barthez. Cass. com., 14 févr. 2006: D. 2006, p. 650, note Delpech.

(42) 代替指定によって貸主と新保険者との間に成立する権利義務については法

[13] 貸借と保険との拘束条件付販売？

金融機関が推奨する保険加入が借主にとって事実上義務的であるときには、通貨金融法典 L. 312-1-2条⁽⁴³⁾の意味における拘束条件付販売またはグループ化販売〔ventes liées ou des ventes groupées〕の禁止に抵触する虞がある⁽⁴⁴⁾。仮に禁止にあたらないと解するとしても、それが両契約を不可分に承諾しなければならないとの趣旨でなされるのではない申込と解されるからなのか、それとも仮に不可分であるとしても借主保険へのアクセスを保障するとの政策的見地からこれを適法とするのか、が問題となるとしている⁽⁴⁵⁾。

おわりに

[14] 今後は L. 113-12-2条を以て新設された代替指定権が法定されていることに争いはないが、この解約権・代替指定権を放棄する特約を、金融機関の優越的地位の濫用によって締結させ、あるいは、虚偽の説明によりかかる権利の行使を断念させたような場合に、その結果過大な保険料が生じ、借主の負担する差額が損害となる。個人顧客への融資の場合に同様の約款が一律画一的に用いられている実態を考えれば、これを賠償させる手続としてグループ訴権による集団的救済が用いられることが予期される⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾。

文上詳述されないが、L. 312-9条第6項によれば、新保険者が貸主に対して保険料の納付状況等につき情報提供する義務があることがうかがえる。この情報を理由に、期限の利益喪失を宣言したり、不実告知を理由に「無効」（悪意免責というべきか）を援用できるか等が問題とされよう（COURTIEU, op. cit., no 35; N. LEBLOND, De quelques difficultés suscitées par la substitution d'assurance emprunteurs, Responsabilité civile et assurances, 2012, étude 2）。

(43) 「グループ化された製品または役務提供の販売または販売申込は、グループ化された申込に含まれる製品または役務提供が個品で〔individuellement〕購入できまたはそれらがもともと不可分〔indissociables〕なものである場合を除き、禁止される」。

(44) COURTIEU, op. cit., no 37.

(45) *ibid.* A. GOURIO, L'assurance de groupe n'est pas soumise à l'interdiction des ventes groupées en matière bancaire, RD bancaire et fin. 2001, p. 328.

(46) 実際、破毀申立審においては消費者団体「UFC-Que choisir?」が補助参加を申立てている（本件では、破毀院は、申立の期日が遅かったのでその効力が認められないとの判断をしているが）。この事実は今後同団体が、グルー

ブ保険の保険料について集团的救済を取り組もうとする意欲を示したものである。

- (47) 現時点で、保険法典 L. 113-15-2条は、2014年3月17日の法律第344号第61条第Ⅱパラグラフによりその施行デクレ公布後の2015年1月1日以降締結されまたは黙示継続された契約にしか適用されない旨を判示した、破毀院第2民事部2017年2月2日、no 16-12.997, P+B; JurisData no 2017-001617; JCP ed. G., No 13, 27 mars 2017, 338, note NOGUERO (David) に接したが⁸、詳細は別の機会に譲りたい。